

論文の内容の要旨

論文題目 経済グローバル化による米国対外経済政策決定過程の変容——労働組合の分析を中心に——

氏名 富田晃正

1999年にシアトルで生じた、WTO（世界貿易機関）閣僚会議での暴動以降、多国間での通商交渉が行き詰まる一方、FTA（自由貿易協定）を初めとする二国間貿易協定の締結は飛躍的に増大している。このように現在は、多国間での自由化と、二国間での自由化が錯綜する国際通商体制の過渡期となっており、通商政策に対する注目度、そして研究の必要性が国際政治経済学の領域においても増している。

こうした中、1934年の互惠通商協定法（RTAA）で、議会から大統領に貿易交渉権限が委譲されて以来、長年、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）及びWTOの創設といった、グローバルな自由貿易システムを先導してきた米国の通商政策に、1990年代以降変容が生じている。その変容とは、米国の自由貿易を支えた国内制度である、議会から大統領への貿易交渉の権限委譲（以下、ファスト・トラック権限）が認められない状況が常態化していることである。確かに、90年代以前にも70年代の繊維産業、80年代の自動車産業のように、保護貿易的な政策が採られることはあった。しかしながら、議会から大統領への貿易交渉権限の委譲という、ファスト・トラック権限の必要性に関しては、米国内に広くコンセンサスが存在しており、大統領への交渉権限委譲という制度自体が脅かされることはなかった。それが90年代、特にNAFTA（米自由貿易協定）設立以降、ファスト・トラック権限が米国内において認められない状況が出現するようになってきているのはなぜであろうか。この問いを明らかにするのが本論文の主目的である。

米国の通商政策を扱った先行研究は、USTR（米国通商代表部）のような行政機関を除いた民間アクターの中では、企業（そして一部農業団体）に焦点を当てる傾向がある。しかしながら、米国企業は、海外直接投資の拡大により、世界市場に進出したことで、自国の保護貿易政策を望むことが減少している。米国企業の海外展開が増大することにより、米国以外の第三国で生産した製品を、逆に米国に輸入するような状況が増えているからである。そのため、企業の観点からは上記の問いを上手く説明できない。戦後の米国通商政策を支えてきた、ファスト・トラック権限の制度が揺らぐようになってきたのはなぜか、という「問い」に対して、本論文では、過去の保護主義とは異なり、労働組合や環境団体、そして人権団体といったアクターが通商政策の形成過程に与える影響を増してきたことが、米国のファスト・トラック権限制度（議会から大統領への貿易交渉権限委譲）を妨げている、という主張を提示する。

こうした環境団体や人権団体といった、新しく通商政策の形成過程において影響力を増してきたアクターの中でも、その規模、リソースとも最大であり、最も伝統を有しているのがAFL-CIO（米国労働総同盟・産業別組合会議）を初めとする労働組合である。よって、本論文では、新しく通商政策の形成過程において影響力を増してきたアクターの中でも、労働組合に焦点を当てることで、グローバル化の進展によって米国通商政策の政策決定過程に生じた変化を考察する。

近年、労働組合や環境団体といったアクターが、米国通商政策において、自由貿易を初めとするグローバル化に反対する理由として、グローバル化がもたらす配分的影響がある。実際、近年、グローバル化が一国政治経済に与える影響の中でも、先進国において最重要課題とされているのが「格差」に関する問題である。自由貿易や海外直接投資の拡大に代表される、経済グローバル化の進展が、一国経済全体の厚生を拡大することは、経済学の理論により証明されているが、国内の社会集団に対する影響は均等なものではない。つまりは、グローバル化の進展は、国内に勝者と敗者を生み出すのである。したがって、利益をあげた人々から損失を被った人々に所得の再分配が行われぬ限り、グローバル化の是非を巡って利害の対立が生じる可能性は高い。グローバル化推進の中心的勢力とされる米国においても、激しい国際競争に晒される労働者（特に非熟練労働者）は、特にグローバル化の進展から不利益を被っているとされる。加えて、そうした労働者達を代表して声を上げるべき労働組合は、漸進的な組織率の低下に苦しみ、影響力を行使するのに適した状況ではない。しかしながら、こうした状況にも関わらず、1990年代以降の米国通商政策を見ると、1993年のNAFTAや1999年のWTOシアトル会議、そして2007年の対ペルーFTA協定といった米国通商政策の重要事例、そして1997年から98年にかけてのファスト・トラック権限承認問題といった、米国の通商制度を巡る事例において、労働組合が影響力を示している状況がある。

他方、経済グローバル化の進展により、米国通商政策の重要アクターであると考えられる労働組合であるが、漸進的な組織率の低下等、その影響力を示す上で必ずしも有利な状

況にあるとは言えない。そうした状況にありながらも、なぜ、労働組合は通商政策における重要アクターとして、その影響力を示せるのだろうか？本論文においては、経済グローバル化の進展を鍵に、こうした作業上の「問い」を明らかにする。こうした作業により、長年米国通商政策の運営を支えてきたファスト・トラック権限制度の揺るぎが、1990年代以降、なぜ生じたかという大きな「問い」を明らかにすることを目指した。

具体的には、米国労働組合にとって最大の目的である、雇用確保を実現するための行動が、経済グローバル化の進展により変化していることが、労働組合の影響力の確保に貢献していることを示した。その変化とは、①政策選好の変化、②連携相手の変化、の二つである。第一に、経済グローバル化の進展により、労働組合と企業間の通商選好の亀裂が拡大し、労働組合は以前のように、同一産業の企業と連携しての通商政策への働きかけが困難になったことを指摘した（「政策選好の変化」）。第二に、経済グローバル化の進展により、企業との連携を解消した労働組合が、NGO、特に環境団体と連携活動を行っていく、「連携相手の変化」に着目して、米国労働組合が通商政策において影響力を示す上で貢献していることを明らかにしたのだった。

本論文は三部構成として、以下のような章立てで議論が構成されている。

第一部は、作業上の問い及び先行研究を検討し、第1章と第2章が該当する。第1章で、米国労働組合は、なぜ通商政策に影響力を示すことができるのか、という作業上の問いの背景を、労働組合の特徴及び現状を観察することで明らかにしている。さらに、こうした作業上の問いを解きほぐす上で、米国通商政策を扱った既存研究の限界をも提示している。第2章では、米国通商政策の歴史の中で、労働組合がどのような働きを行っていたかを説明している。ここでは特に、経済グローバル化の進展する前と後で、米国通商政策における労働組合の影響力に変化が生じてきていることを明らかにしている。

第二部は、実証部分であり、第3章から第5章がそれにあたる。第3章では、グローバル化が進んだ1990年代以降、労働組合が通商政策において影響力を示せる理由を明らかにするため、グローバル化が労働組合に与えた一つ目の変化である「政策選好の変化」を考察している。ここでは、グローバル化進展前の事例として1962年通商拡大法案を、そして、グローバル化が進展した後の事例を1993年のNAFTAとして、両事例における企業と労働組合の通商政策選好の変化を観察している。

続く、第4章と第5章では、グローバル化が労働組合に与えた第二の変化である「連携相手の変化」を考察している。第4章では、企業との連携の解消を余儀なくされた労働組合が、新たな連携相手を求めて、通商政策に対して発言する上でそれまで触れることのかかった、例えば環境問題などに言及するなど、通商政策に対する発言内容を変化させている様子を提示している。

第5章では、環境団体等の集団との連携を実施するために、自らの発言内容を変化させてきた労働組合が、実際に連携活動を行っている様子、そして、そうした連携活動の実施が、通商政策の領域において効果を発揮している様子を、NAFTAと1997年から98年に

かけてのファスト・トラック権限承認問題を事例としてとりあげ明らかにしている。そしてそれにより、グローバル化が進んだ時代に、労働組合が米国通商政策で影響力を示す要因を提示し、戦後の米国の通商政策を支えてきたファスト・トラック権限制度が、なぜ、1990年代以降、揺らぐようになってきたか、という本論文の大きな問いに対する答えを提示している。

第三部（終章）は、本論文のまとめとインプリケーション提示しており、今後の米国通商政策の展開等に関して考察を行い、議論を締めくくっている。

こうした一連の作業により、グローバル化の進展によりその活動を変化させた労働組合は、通商政策の決定過程において、それまで中心的な役割を果たしてきた企業側に勝利し、自らの選好反映を実現していることが明らかになった。また、そうした勝利の背景には、経済グローバル化の進展により、従来までの企業との連携を解消せざるをえなくなった労働組合が、新たな連携相手として選んだ、環境団体等との連携活動が効果的に働いていることも分かった。

以上本論文では、こうした企業以外の民間アクターが、通商政策の決定過程で影響力を示すことが、議会から大統領への貿易交渉権限の委譲という、自由貿易政策を支えてきた米国の通商制度を揺るがしている要因であることが示された。これにより、米国通商政策を分析する上で、労働組合をはじめとする企業以外の民間アクターの重要性が明らかになり、米国通商政策の新たな分析視座が提示されることになったと言えよう。（3942字）